

2024 年 12 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2024 年 12 月 5 日及び 6 日にウェブ会議で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2024 年 12 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Muhammad Imran Khan 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長、山口常勤委員
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Yu Chen
韓国会計基準委員会（KASB）	Jae-Ho Kim 他
エフラグ（EFRAG）	Sebastiën Harushimana 他
フランス国家会計基準局（ANC）	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Benjamín Gallegos 他
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capiscioltto 他
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo 他

（IASB 参加者）

Andreas Barckow 議長（ASAF の議長）、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2024 年 12 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
料金規制対象活動	60 分	50 分	3
経営者による説明	60 分	45 分	6
償却原価測定	60 分	40 分	8
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	90 分	85 分	11
IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」のアップデート	60 分	50 分	16
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15 分	10 分	18

今後の日程(予定)

2025 年 3 月 24 日及び 25 日（ロンドン IASB）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか金融商品専門委員会、ディスクロージャー専門委員会及び料金規制会計専門委員会において検討を行った。

II. 料金規制対象活動

議題の概要

3. 国際会計基準審議会（IASB）は 2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2021 年 7 月 30 日）。IASB は 2021 年 10 月以降、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。本セッションでは、IASB から本プロジェクトの再審議の現況が報告され、ASAF メンバーからの意見が求められている。
4. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) 2024 年第 3 四半期に行われた次の暫定決定が、ASAF メンバーの法域内における利害関係者から寄せられたフィードバックに対応するうえで役立つものであるかどうか。
 - ① 本公開草案の第 61 項及び第 69 項の測定及び表示に関する提案の拡張
 - ② 発効日及び経過措置

ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（本公開草案第 61 項の料金規制に現金ベースで影響を与える項目を扱っている測定の提案の拡張）

- (1) 規制料金に現金ベースで影響を与える項目についての測定の要求の適用を、規制料金に他のベースで影響を与える項目に拡張しないとの IASB の暫定決定を支持する。
- (2) 一定の場合に割引を免除することは測定の複雑さを軽減するものであるため、IASB の暫定決定を支持する。
- (3) 利害関係者からは、過大なコストや労力をかけずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮した上で将来キャッシュ・フローの見積りの金額及び時期を見積ることができない場合にのみ割引を免除する暫定決定に対して、免除に条件をつけることを懸念する意見が聞かれた。
- (4) （(3)の発言に関して）暫定決定は、免除が限定的であることを意図したものであり、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）にも同様の表現と要求事項があるため、利害関係者にとって新たな条件ではない。（IASB スタッフ）

- (5) 「過大なコストと労力」がかかることの証明は、実務上困難であるため、会計基準書においてこの表現を用いるべきかについては我々の法域においても議論がある。

(本公開草案第 69 項の料金規制に現金ベースで影響を与える項目を扱っている表示の提案の拡張)

- (6) 規制料金に現金ベースで影響を与える項目についての表示の要求の適用を、規制料金に他のベースで影響を与える項目に拡張する場合、その他の包括利益で認識された規制収益又は規制費用が純損益に反映されないこととなるため、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の適用により提供される情報を補完する情報を提供すると本公開草案で提案された会計モデルの目的に反している可能性がある。
- (7) 本公開草案で提案された会計モデルの目的を追求し、規制収益又は規制費用のすべてを純損益に反映する場合、法域（地域）では企業の純利益に大きな影響を与える場合があり財務諸表利用者の望まない情報となることを踏まえ、暫定決定を支持する意見が聞かれている。
- (8) 我々の法域の利害関係者からは、規制料金に現金以外のベースで影響を与える項目は、法域における規制上の合意において一般的ではないとの意見が聞かれている。
- (9) 他の暫定決定も含めて、公表予定の会計基準書について文案の検討が重要であると考ええる。

(過去の企業結合)

- (10) 過去の企業結合における規制資産又は規制負債の認識を利益剰余金の正味の修正で行うことによるのれん及び規制資産の二重計上の影響について、最終基準公表後にアウトリーチを実施し重要な問題であるかどうかを確認する予定である。
- (11) ((10)の発言に関して) IFRS 第 3 号「企業結合」との相互関係は、他の基準でも議論されており、料金規制会計に固有の問題ではない。(IASB Barckow 議長)

(発効日及び経過措置)

- (12) 修正遡及アプローチを認めること及び発効日について、コスト及び基準適用までの準備期間を踏まえ支持する意見が聞かれた。
- (13) 一部の利害関係者からは、長期にわたり、適用初年度に認識した規制資産の影響が純

損益に生じることを懸念する意見が聞かれた。

III. 経営者による説明

議題の概要

6. IASB は、財務情報をより有用なものとし、利用者への財務情報の伝達方法を改善することを目的とした「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関するプロジェクトの一環として、2021 年 5 月に IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（以下「PS 第 1 号」という。）の公開草案を公表した（以下、本章において「PS 第 1 号改訂プロジェクト」又は「本プロジェクト」という。また公開草案を「本公開草案」という。）。
7. IASB は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の設立等による状況の変化に鑑み、PS 第 1 号改訂プロジェクトを中断していたが、改訂 PS 第 1 号を確定したうえで本プロジェクトを完了させることを 2024 年 6 月に決定した。改訂 PS 第 1 号の確定にあたり、PS 第 1 号の的を絞った精緻化が実施される予定であり、改訂 PS 第 1 号は 2025 年上期に公表される予定である。
8. 本セッションでは、的を絞った精緻化の方針に関する IASB の暫定決定等に対して ASAF メンバーの意見が求められた。

ASAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 的を絞った精緻化に関する IASB スタッフの提案に同意するものの、本公開草案における要求事項の数が多いため、経営者による説明の開示が長くなる可能性がある点を特に考慮いただきたい。経営者による説明は、財務諸表をどのように補完するかに焦点を当てるべきである。
- (2) コネクティビティを高める取組みとして、PS 第 1 号と IFRS 財団における他の基準書等との目的及び定義の整合性の改善を意図した IASB の提案を支持する。
- (3) 提案では「経営者」の定義に統治機関を含むことが示されているが、法域によりガバナンス構造は様々であり、「経営者」かどうかの判断が困難となる場合も考えられる。
- (4) 本プロジェクトの早期の完了に向けた対応を支持しており、この観点からの的を絞った精緻化についても支持する。
- (5) IASB の暫定決定を全般的に支持している。また、経営者による説明の目的、重要性がある情報及び主要事項（key matters）については、開示が必要となる具体的な情報

に関する追加的なガイダンスの提供が求められる。

- (6) 利害関係者からのコメントによれば、公表の承認機関を特定しない暫定決定を支持するものの、経営者の視点が経営者による説明に反映されることを確実にするため、公表の承認に関する情報を含む追加のガイダンスの提供が提案されている。また、情報が重複して記載される可能性を考慮し、サステナビリティ関連財務開示との関連で範囲及び記載場所に関する追加の議論が必要である。さらに、重要性がある情報については、統合報告フレームワークの定義を活用する提案も見られた。
- (7) 我々の法域において PS 第 1 号は採用していないものの、本プロジェクトにおいて提案された要求事項の多くは、我々の法域における要求事項と整合しているため、懸念が生じる可能性は低いことが考えられる。
- (8) 我々の法域において PS 第 1 号は採用していないものの、的を絞った精緻化は、寄せられたコメントに対応していると考ええる。また、用語の整合性及び開示目的の単純化は、ガイダンスの運用性を高めるという点において非常に重要な要素である。経営者による説明は、常に改善が求められる分野であり、実際に開示が改善されたかどうか、検討する必要があると考える。
- (9) 長期的には IFRS S1 号の修正の可否に関する議論を含め当該文書の権威付けに関する議論が必要であると考ええる。
- (10) PS 第 1 号は、将来 IFRS 財団が統合報告に関するプロジェクトを開始する際、どのような役割を果たすことになるのか確認したい。
- (11) ((10)の発言に関して) 的を絞った精緻化において実施した主要な対応は、一般目的財務報告書の間のコネクティビティの改善に役立つことを意図している。特に統合報告フレームワークとの整合性に留意しており、これは、IASB の当初の意図及び寄せられたコメントにも整合するものである。

規制当局の中には、改訂 PS 第 1 号が確定することで、法域における取組みが進め易くなるとのコメントが聞かれた。また、統合報告に関する将来の議論を行ううえで、本プロジェクトの完了が、確固たる基礎となると考える。(IASB 理事及び IASB スタッフ)

IV. 償却原価測定

議題の概要

10. IASB は IFRS 第 9 号の適用後レビューに関するフィードバックに対応するため、償却原価測定プロジェクトを開始した。本セッションでは、プロジェクトの方向性及び範囲について ASAF メンバーの意見が求められた。

11. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。

(1) 本プロジェクトの目的及びアプローチについてどのように評価しているか。

本プロジェクトの目的及びアプローチは、利害関係者の懸念に適切に対応し、適時に進捗するものとなっているか。また、償却原価測定に関連して、投資家に対して提供される情報を著しく改善できる具体的な領域を識別しているか。

(2) 本プロジェクトの範囲についてどのように評価しているか。

ASAF メンバーの法域において、広がりがあり財務諸表に重要な影響がある論点で、本プロジェクトの論点リストから漏れているものを識別しているか。

(3) 本プロジェクトにおける利害関係者への支援についてアドバイスがあるか。

IASB は、当初から考慮すべき特定のツール又はリソースを含め、本プロジェクトの影響を受ける利害関係者をどのように支援できるか。

(4) 本プロジェクトの他の側面について、気づき事項はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

12. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの目的及びアプローチについて)

- (1) 提案されている目的及び的を絞った改善アプローチに賛同する。
- (2) 提案された論点に優先順位をつけることが重要であると考える。(ASBJ 他)
- (3) 優先順位が重要であるものの、業種によって優先順位が異なると考えられるため、論点に優先順位をつけることは簡単ではないと考える。
- (4) 実務上の多様性はすべてが悪いというわけではなく、正当な理由により多様性が生じ

ることあることから、多様性が存在する理由及び根本的な修正の実現可能性に焦点を当てて取り組むことが重要であるとする。(ASBJ 他)

- (5) 金融機関は通常、各法域の規制を受けており、その規制には多様性があることから、会計基準の変更によって多様性が排除され、変更が要求される場合には特定の法域又は特定の企業において非常に大きなコストが生じる可能性がある。したがって、会計基準の変更又は変更の可能性を検討する際には、各法域で要求される規制を考慮すべきである。(ASBJ)
- (6) 投資家に情報を提供するための変更がコストと便益の評価の観点から効果的なのか、変更によって投資家に追加的な情報を提供することができるのか慎重に検討することが重要であるとする。
- (7) 「的を絞った改善」と「狭い範囲の修正」の概念は類似しているが、本プロジェクトの目的は特定の事実パターン、取引及び商品に対する修正ではないことが利害関係者に理解されているか確認したい。
- (8) ((7)の発言に関して)「的を絞った改善」と「狭い範囲の修正」をどのように伝えるか、「的を絞った改善」の意味を明確にすることは重要である。(IASB 理事)

(プロジェクトの範囲について)

- (9) 提案された論点リストに追加すべき論点はないとする。(ASBJ 他)
- (10) 我々の法域では、条件変更の定義について優先して対応すべきとの意見が聞かれている。(ASBJ)
- (11) 我々の地域では、実効金利の論点が最も優先順位が高く、次に条件変更と認識の中止について議論となることが多い。
- (12) 我々の法域では、契約上の金利に付帯する条件と実効金利の決定及び予想キャッシュ・フローの変動についての会計処理に関するガイダンスの提供が有用であるとする。
- (13) 我々の法域では、キャッシュ・フローの変動が直ちに PL に影響を与えるか、条件変更、認識の中止及び減損の境界線がどこにあるのかという 2 つの論点について議論となることが多い。
- (14) 我々の法域において、条件変更と認識の中止に関する論点を取り上げられており、条件変更か認識の中止かの判定を簡素化する方法やガイダンスの適用は難しい論点で

あるものの重要であると考える。

- (15) 契約上のキャッシュ・フローの変動について包括的に検討すること、実効金利法の明確な目的を設定すること、IAS 第 32 号「金融商品：表示」第 23 項の要求事項に対する償却原価の定義の修正の影響を検討することを提案する。また、条件変更と認識の中止に関する論点や予想キャッシュ・フローの変動に関する論点について検討することを提案する。
- (16) IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」第 15 項の営業活動体に対する債権又は債務に関する定めや、為替差損益を利息の調整として考慮する場合に IAS 第 23 号「借入コスト」第 6 項がどのように適用されるかを示す例を含めることを提案する。また、インフレによる金利の調整について、開示方法に多様性があることから要求事項を明確化することと金利の定義を設けることを提案する。
- (17) 償却原価は IFRS 第 9 号だけでなく、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）や IFRS 第 17 号「保険契約」などの他の会計基準においても採用されている概念であることから、償却原価プロジェクトは IFRS 第 9 号に限定せず、他の会計基準への潜在的な影響も考慮することを提案する。
- (18) 我々の法域では、特に IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号について、IFRS 第 9 号と他の会計基準との相互作用に関する意見が聞かれている。

（利害関係者への支援について）

- (19) 重要な論点や実務上難しい論点について、ガイダンスや設例、教育文書を提供することを提案する。
- (20) 各法域における実務上の課題や運用上の課題があるかどうか理解するために、各法域の基準設定主体が支援することができると考える。

V. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

議題の概要

13. 2024年9月のIASBボード会議において、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項プロジェクト（以下、本章において「本プロジェクト」という。）をリサーチ・パイプラインからリサーチ・プロジェクトに移動した。また、IASBボード会議では、本プロジェクトの当初の作業における議論として、第3次アジェンダ協議において利害関係者から指摘されたトピック、学術文献のレビュー及び予備的なリサーチ計画について議論され、次の事項がプロジェクトで検討する可能性のある項目として識別された。

- (1) キャッシュ・フローを分類する要求事項
- (2) キャッシュ・フロー計算書に係る情報を分解する要求事項
- (3) 現金及び現金同等物の定義
- (4) 直接法の使用に関する要求
- (5) 非資金取引の影響
- (6) 一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標に関する情報
- (7) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書

14. 本セッションでは、2024年11月8日に開催された資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee : CMAC）及び2024年11月15日に開催された世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum : GPF）から得られたフィードバックを含むリサーチ活動の最新の情報が提供された。

15. ASAF メンバーへは、次の項目について意見が求められた。

- (1) ASAF メンバーの法域において、IASB が識別している本プロジェクトで検討する可能性のある項目に関連して、IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」の欠陥の内容又はその広がりについての証拠を示すような利害関係者のフィードバックを得ているか。あるいは、関連する追加の調査を行ったか。

ASAF 会議での議論の概要

16. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(プロジェクトの範囲)

- (1) 多数の論点が存在するため、このプロジェクトを完了させるための期間、及びどの論点を解決するのかという点に関する懸念がある。プロジェクトを適時に完了させるためには限定的で焦点を絞ったプロジェクトにすることを提案する。(ASBJ 他)
- (2) 我々の法域において、優先順位が高いのは、現金及び現金同等物の定義、非資金取引の影響、キャッシュ・フローの分類である。
- (3) 我々の地域の一部の財務諸表作成者は、キャッシュ・フロー計算書を作成することは既に大きな負担であるため、このプロジェクトによって複雑性が増大することを懸念している。
- (4) 利用者は作成者に質問する根拠となる十分な情報がキャッシュ・フロー計算書に含まれていないと言っており、利用者がどのような情報を求めているのか理解することが重要であると考え。また、財務諸表作成者からは初期的な意見として、キャッシュ・フロー計算書は内部的な意思決定に使用されておらず、会計基準の改善に期待しないとの意見も聞かれている。
- (5) 大規模な見直しが必要かどうか、現時点ではまだ結論は出ていない。
- (6) 適時に完了できそうな論点のみに取り組むのか、その後その他の論点についても取り組むのか、プロジェクトの構造が重要である。(IASB 理事)
- (7) ((6)の発言に関して) 適時に完了できそうな論点に取り組み、その後その他の論点についても取り組むという段階的な変更は検討する価値がある。根本的な変更よりもガイダンスの追加を行う可能性がある。(IASB スタッフ)
- (8) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示および開示」(以下「IFRS 第 18 号」という。)の適用における論点と同様の論点について検討が行われる可能性が高いため、IFRS 第 18 号の適用状況を確認する価値があると考え。

(キャッシュ・フローを分類する要求事項)

- (9) IFRS 第 18 号の観点から、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の整合性に焦点を当てることを提案する。(ASBJ 他)
- (10) 税金は営業区分に分類されるが、元となる利益がどの区分から生じたかによって、直感に反する表示となる可能性がある。このため、税金を独立したカテゴリーにするこ

とを提案する。(ASBJ)

- (11) 我々の法域の利害関係者からは、支払代理人が他の当事者の代わりに行うキャッシュ・フローの分類に関するガイダンスの欠如について懸念が聞かれている。また、企業結合における取得企業による金融負債の返済、事業及び資産の取得に係るアーンアウト条項に係るキャッシュ・フロー、並びに実質的に資産の購入であるリースに係るキャッシュ・フローの表示についても問題提起している。
- (12) 我々の法域又は一部の地域では、サプライヤー・ファイナンス契約、ファクタリング等の取引について、キャッシュ・フローの分類が困難であると考えている。これらの取引に関する追加的な設例を求める意見がある。
- (13) キャッシュ・フロー計算書の作成及び分類における選択について説明を開示する必要があると考える。

(キャッシュ・フロー計算書に係る情報を分解する要求事項)

- (14) 企業グループ内のキャッシュ・フローに関連して、企業が同じ企業グループ内の別の企業への投資に資金を供給しているかどうか、並びに子会社が保有する現金及び現金同等物の親会社に帰属する部分と非支配持分に帰属する部分との内訳を財務諸表利用者が理解するための情報についてのニーズが聞かれている。
- (15) 我々の法域の利害関係者は分解情報の不足を観察している。また、IFRS 第 18 号の一般的な原則の分解の観点を考慮することを提案している。
- (16) 支出を資本的支出と維持のための支出とに分解する情報を求める意見が聞かれている。
- (17) セグメント別の分解情報に関する開示の改善について広範なニーズが聞かれている。

(現金及び現金同等物の定義)

- (18) 解決すべき最も重要な論点の 1 つである。
- (19) 我々の法域の利害関係者は、現金及び現金同等物の定義が不明確であることを懸念している。また、現金及び現金同等物の概念の根本的な見直しよりも、追加的なガイダンスを望んでいる。
- (20) 我々の法域では、コストと便益の観点から意見が少ない論点である。
- (21) サービスの対価としてのカーボン・クレジットの受領や暗号通貨による支払い取引の

ような非金融資産の使用によりキャッシュ・フロー計算書の関連性が低下しつつある問題について、このプロジェクトにおいて対処するのか。

- (22) ((21)の発言に関して) IASB はこれらの課題について議論する必要があるが、今の段階では回答できない。(IASB Barckow 議長)

(直接法の使用に関する要求)

- (23) 直接法のメリットは認識されつつも、我々の地域では大部分の財務諸表利用者が直接法に対する関心が薄いなど、直接法を義務付けることには大きな懸念が聞かれている。一方、間接法は、利益と現金の動きが異なる理由を示すことができる点において有用と考えられている。

- (24) 我々の法域では、コストと便益の観点から直接法は適用されていない。

- (25) 直接法及び間接法の両方を表示する必要性を強調するメンバーがいる。

- (26) データの入手可能性と互換性に関連して、直接法の要求事項に潜在的な課題があることを主張するメンバーがいる。

- (27) 直接法に対して、投資家よりも学界から少数の要望が聞かれている。

(一般的に使用されるキャッシュ・フロー指標に関する情報)

- (28) 我々の法域において、財務 KPI に関するリサーチ・プロジェクトを開始しており、フリー・キャッシュ・フローや他のキャッシュ・フローに関連する指標についてもコメントを求める意見募集文書を公開している。

- (29) 我々の法域では、フリー・キャッシュ・フローが最も広範に使用されている指標である。特に、リース料の分類によって大きな差異が生じる。

- (30) IASB が定義するのではなく、企業が事業に応じて独自に定義することを推奨する。

- (31) ((30)の発言に関して) フリー・キャッシュ・フローは重要であるが定義が様々であることを踏まえると、その調整過程を示すことで透明性を提供することが重要であると考え。(IASB Barckow 議長)

(金融機関のキャッシュ・フロー計算書)

- (32) 金融機関における有用性は限定的である。

- (33) 銀行は流動性に焦点を当て、保険会社は営業区分と投資区分の区別は関連性がない

が、財務区分には意義を認めている。また、我々の法域の利害関係者は IFRS 第 18 号の全般的なモデルを金融機関に適応できるとの意見である。

(34) 金融機関における有用性は限定的であるが、キャッシュ・フロー計算書を IFRS 第 18 号で損益計算書について行ったように金融機関向けに容易に適応できるかどうか疑問に思っている。我々の法域の財務諸表作成者からは、財務諸表利用者にとって有益な根本的な変更を行うのでない限り、変更する必要はないとの意見が聞かれている。

(35) 我々の法域では、金融機関のキャッシュ・フロー計算書の有用性を改善するプロジェクトを進めているが、難しい論点であり単純な解決策は見つかっていない。

(36) 我々の法域の利害関係者からは、変更する必要はないとの意見が聞かれている。

(37) 金融機関及び保険会社に関連して、金融業と非金融業を行っている場合があるため、金融機関のキャッシュ・フロー計算書を単純に廃止することは、財務諸表利用者の便益をもたらさない可能性があると考ええる。

VI. IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」のアップデート

議題の概要

17. IASB は、2024 年 7 月に公開草案「IFRS 第 19 号『公的説明責任のない子会社：開示』の修正」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表し、2024 年 11 月 28 日を期限としてコメントを募集した。
18. 本セッションでは、IASB スタッフより本公開草案、及び寄せられたコメントのフィードバックの概要が説明された。また ASAF メンバーには、本公開草案の提案内容に対する意見が聞かれていた。

ASAF 会議での議論の概要

19. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「IFRS 第 19 号」という。）の修正を早期に最終公表することで、当初公表された IFRS 第 19 号と同時に適用することを可能にすることが期待される。
- (2) 削減した開示要求を開発する原則は、必ずしも利用者にとって理解しやすい考え方とは言い難いため、当該原則がどのように適用されたかの説明が提供されるのであれば有用と考える。
- (3) IFRS 第 18 号や料金規制対象活動のような新しい IFRS 基準に関しては、IFRS 第 19 号における削減範囲が限定される傾向があるように見受けられるため、適用開始から一定期間経過後に、削減のためのレビューのプロセスを設けることも有用と考える。
- (4) ((3)の発言に関して) 開示要求の削減を提案していない理由は、いずれも財務諸表の利用者にとって重要な情報である可能性が高いと考えたからであり、原則に基づいた判断である。新しい会計基準だからという訳ではない。(IASB Barckow 議長)
- (5) IFRS 第 19 号は、新基準の公表や既存の基準の修正を踏まえ、随時メンテナンスが必要な会計基準である。IFRS 第 19 号の適用となる子会社に関連する財務諸表作成者及び財務諸表利用者と IASB 及び IFRS-IC が参加する、IFRS 第 19 号の有用性を評価するための協議の場を設けることを提案する。
- (6) IFRS 第 19 号がその目的である開示の縮小を十分に達成するものとなっているのかについて、当初公表された基準においても今回の公開草案の提案においても引き続き懸

念がある。

- (7) 本プロジェクトの方向性には賛同するが、我々の法域では IFRS 第 19 号の適用範囲の拡大を期待する声が依然としてある。また、本公開草案において、本プロジェクトの目的である開示要求の削減が十分に達成されているかという観点では懸念があり、開示要求が削減されなかった項目についての理由の説明が必要であると考ええる。
- (8) 本公開草案における修正内容（開示要求の削減）は、IASB における本プロジェクトの目的を満たすとともに、IFRS 第 19 号の適用子会社の財務諸表利用者のニーズに沿ったアプローチと考える。一方、個々の修正案が提供する開示要求の削減がごくわずかなものに過ぎないケースもあり、適用対象となる子会社が「公的説明責任がない」ことに照らして比例的な削減となっているのかについては懸念がある。
- (9) 我々の法域の一部の利害関係者からは、IAS 第 12 号「法人所得税」における国際的な税制改革―第 2 の柱モデルルール設例を、IFRS 第 19 号にも追加してはどうかとの声が聞かれた。
- (10) 料金規制対象活動について、2024 年 3 月の IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパーによると、全面的な開示が要求されるとのことだが、新しいモデルを導入したとの理由で、全面的な開示が要求されることには違和感がある。
- (11) 一般的に、一度開示された内容について開示要求を削除することは難しいところではあるが、料金規制対象活動については、現時点ではどのような開示となるのかが明らかでなく、開示要求の削減を協議するタイミングとしては時期尚早であると考ええる。例えば、別のキャッチ・アップ公開草案を別途公表することも考えられる。
- (12) IFRS 第 19 号の開発当初は、料金規制対象活動とは別のチームがボトム・アップで削減対象となる開示を検討していたが、料金規制対象活動の担当チームによるトップ・ダウンでの検討に変わり、開示要求の削減を行わないこととしたのではないかと考えている。
- (13) ((12)の発言に関して)開示要求の削減については、新基準の担当チームと、IFRS 第 19 号の担当チームの双方にて対応中であることを申し添える。(IASB Barckow 議長)

VII. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

20. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2025 年 3 月 24 日及び 25 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

21. アジェンダ・ペーパーにおいては、次回 ASAF 会議の議題として以下が提案されている。

- (1) 持分法
- (2) 無形資産
- (3) 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性
- (4) 資本の特徴を有する金融商品
- (5) IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー
- (6) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

ASAF 会議での議論の概要

22. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) アジェンダ・ペーパーには記載していないものの、IASB ボード会議は、第 4 次アジェンダ協議を 2025 年に開始する計画であるため、3 月又は 7 月の ASAF 会議でこの議題を追加で取り上げるかもしれない。(IASB スタッフ)
- (2) 次回 ASAF 会議の議題として、IFRS 第 16 号の適用後レビューのアップデートを提案する。
- (3) キャッシュ・フロー計算書については我々も調査を開始しており、今後調査結果を共有したい。また、第 4 次アジェンダ協議については 3 月の ASAF 会議で取り上げるのは少し早いのではないかと考える。
- (4) 「企業結合－開示、のれん及び減損」についての再審議の状況のアップデート及び料金規制対象活動の最終基準の文案に関する議題を次回 ASAF 会議で取り上げてはどうか。
- (5) ((4)の発言に関して)「企業結合－開示、のれん及び減損」については、フィードバックの詳細検討を開始したばかりであり、7 月の ASAF 会議で議題とする可能性があ

る。また、料金規制対象活動も会計基準の文案の作成を開始したばかりであり、3月のASAF会議の議題とするのは早すぎると考える。7月のASAF会議で少なくとも概略等を提供できないかについては検討する。(IASB Barckow 議長)

以 上